

若年者地域連携事業委託要綱

若年者地域連携事業（以下「連携事業」という。）の委託については、この要綱に定めるところによる。

（事業の目的）

第1条 本事業は、地域の実情に応じ、次に掲げる事業を実施することにより、地域の関係者による効果的な若年者雇用対策の推進を図ることを目的とする。

- (1) 若年者の採用拡大のための広報・啓発等
- (2) 若年者に対する企業説明会の実施
- (3) 若年者に対する中小企業職場見学会
- (4) 若年者に対する職場実習機会の確保
- (5) 若年者による集団的就職活動の支援
- (6) ネットカウンセリングの実施
- (7) フリーターに対する就職支援
- (8) 年長フリーター等に対する就職支援
- (9) 内定者に対する講習会の実施
- (10) 若年労働者の職場定着促進に関する支援
- (11) ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援
- (12) 高校中退者に対する就職支援
- (13) サービス向上等のための取組の実施
- (14) その他関連事業

（委託先）

第2条 連携事業は、前条の目的に基づき、神奈川労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する連携事業の目的を達成できると認められる者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

2 委託者は、前項の委託を行う場合、連携事業の内容、連携事業の実施に要する経費、その他必要な事項を、速やかに厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室（以下「若年者雇用対策室」という。）に通知するものとする。

(委託の申入れ)

第3条 委託者は、前条第2項で通知した連携事業の内容、連携事業の実施に要する経費、その他必要な事項を明記の上、この要綱を添えて、受託者に若年者地域連携事業委託依頼書（様式第1号）により、受託者に対し委託の申入れを行うものとする。

(受託の通知)

第4条 受託者は、前条の申入れを承諾したときは、当該申入れを受けた日から14日以内に、受託書（様式第2号）及び実施計画書（様式第3号）を委託者に提出するものとする。

(契約)

第5条 委託者は、前条の規定により提出された提出書類について審査し、適当と認めるときは、支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長（以下「支出負担行為担当官」という。）にその旨通知し、支出負担行為担当官は実施計画書について審査し、適当と認めるときは、委託契約書（様式第4号）により受託者と契約を締結するものとする。

2 委託者は、前項の規定に基づき、受託者と契約を締結した委託契約書の写しを、速やかに、若年者雇用対策室に通知すること。

3 若年者雇用対策室は、前項の規定に基づき通知された委託契約書の内容について、疑義がある場合は、委託者に意見を述べるができるものとする。

(実施計画等の変更)

第6条 委託者は、前条の規定により契約を締結する連携事業（以下「委託事業」という。）の内容又は委託費の額を変更する必要があるときは、若年者雇用対策室に協議のうえ、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された事業（以下「民間競争入札対象事業」という。）の場合は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「基本法」という。）第21条第2項に基づく手続を経たうえで、その旨を支出負担行為担当官に通知するとともに、委託事業変更通知書（様式第5号）により、その旨を受託者に通知するものとする。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託事業実施計画変更承認申請書（様式第6号）（以下「変更申請書」という。）を支出負担行為担当官を経由して委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 実施計画書に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
- (2) 委託事業対象経費の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託対象経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の配分の変更を除く。）
- 3 委託者は、受託者から提出された変更申請書について、これを承認するときは、支出負担行為担当官に通知するとともに、変更申請書の写しを、速やかに若年者雇用対策室に通知すること。若年者雇用対策室は、通知された変更申請書の内容について、疑義がある場合は、委託者に意見を述べるることができるものとする。
- 4 支出負担行為担当官は、前項の通知を受け、連携事業の目的等に照らし適当と認めるときは、民間競争入札対象事業の場合は基本法第21条第2項に基づく手続を経たうえで、委託事業変更委託契約書（様式第7号）により契約の変更を行うものとする。
- 5 受託者は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）（以下「中止申請書」という。）を支出負担行為担当官を経由して委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 委託者は、受託者から中止申請書が提出されたときは、若年者雇用対策室に協議のうえ、承認するものとする。

（実施状況報告書）

第7条 受託者は、委託事業の実施状況について、委託者に対し、別に定める期日までに委託事業実施状況報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

（委託費の概算払）

第8条 委託事業に要する経費（以下、「委託費」という。）は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。ただし、受託者が概算での支払を希望する場合は、委託者は受託者の資力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めたときは、これを財務大臣に協議し、その承認があった場合において、国の支払計画の額の範囲内において概算払を行うことができる。

（実施結果報告及び委託費の精算報告）

第9条 受託者は、国の会計年度ごとに、委託事業が終了（中止又は廃止の承認を受けた場合及び国の会計年度が終了した場合を含む。以下同じ。）

した日から30日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに、委託事業実施結果・精算報告書（様式第10号）（以下「実施結果・精算報告書」という。）を支出負担行為担当官を経由して委託者に提出しなければならない。

（委託費の確定等）

第10条 委託者は、前条の規定に基づき実施結果・精算報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、支出負担行為担当官に通知し、支出負担行為担当官は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ調査等を実施し、適当と認めるときは、委託費の額を確定し、委託費確定通知書（様式第11号）（以下「確定通知書」という。）により、速やかに受託者に通知するものとする。

- 2 委託費の額の確定は、概算払による場合は交付した委託費の額、精算払による場合には委託契約書に定める委託費の額を事業に要した額と比較していずれか低い額をもって確定する。
- 3 前項の規定に基づき委託費の額を確定した結果、受託者に交付された委託費に不足が生じたときは、受託者の負担とする。
- 4 委託者は、第1項の規定に基づき委託費の額が確定したときは、速やかに、実施結果・精算報告書及び確定通知書の写しを、若年者雇用対策室に通知すること。

（委託費の支払）

第11条 受託者は、第8条の規定に基づき概算払の承認を得たとき又は、前条第1項の規定により、確定通知書を受けたときは、委託費（概算払）請求書（様式第12号）を作成し、委託者及び支出負担行為担当官を経由して官署支出官神奈川労働局長（以下「支出官」という。）に提出するものとする。

- 2 支出官は前項の請求書を受理した日から30日以内に受託者に支払うものとする。
- 3 支出官は自己の責めに帰する事由により、前項に定める期間内に支払わない時は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（概算払時における委託費の返還）

第12条 受託者が第8条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合で、か

つ、第10条第2項の規定により委託費の額を確定した結果、受託者に交付した委託費に残額が生じたときは、支出負担行為担当官は、期間を定めて、その残額の返還を委託費確定通知及び返還命令書（様式第13号）により、受託者に命じるものとする。この場合において、第10条第1項の規定による受託者への通知は省略できるものとする。

（補助金等の報告）

第13条 受託者が国所管の公益法人である場合は、この委託事業に係る支出明細書（様式第14号）を作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに委託者（及び厚生労働省以外の法人所管府省）に報告するものとする。

（委託の取消）

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支出負担行為担当官の承認を受けて、委託事業の遂行の全部若しくは一部の停止を命じ又は取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定による契約に違反したとき
- (2) 事業を遂行することが困難となったとき

2 委託者は、前項の規定に基づき委託事業を停止又は取り消した場合は、速やかに、若年者雇用対策室にその旨を通知すること。若年者雇用対策室は、通知された内容について、疑義がある場合は、委託者に意見を述べるることができるものとする。

3 委託者は、同条第1項の規定に基づき委託事業を停止又は取り消した場合は、委託費の全部又は一部を交付しないことができる。

（財産の帰属）

第15条 受託者の委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、委託者に帰属するものとする。

（財産処分の制限等）

第16条 受託者は、委託事業の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 受託者は、委託事業の実施に当たり、受託者が所有する設備、機械・器

具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

- 3 委託事業の終了等により財産の処分が発生する場合には、財産処分承認申請書（様式第 15 号）を支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売り払いにより収入があったときは、国に納付しなければならない。
- 4 委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、支出負担行為担当官が指定したものについては、委託事業が終了したときは、受託者はこれを支出負担行為担当官に返還するものとする。

（一括再委託の禁止等）

第 17 条 受託者は第 5 条の規定に基づく契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して再委託することを禁止する。

- 2 受託者は第 5 条の規定に基づく契約を履行する場合において、委託契約の一部を再委託する場合には、あらかじめ、若年者地域連携事業再委託承認申請書（様式第 16 号）を支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合には若年者地域連携事業再委託内容変更承認申請書（様式第 17 号）により同様の承認を受けることとする。

なお、受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

（委託契約の履行体制に関する書類の提出）

第 18 条 受託者は、前条の規定により再委託の承認を受けた場合において、再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の内容について、様式第 16 号又は様式第 17 号に準じた書面を作成し、委託者に提出しなければならない。また、報告した内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、複数の段階で再委託した者の行為においても、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

（書類の備付け及び保存）

第 19 条 受託者は、委託事業の実施経過並びに委託事業の実施に伴う収入及び支出の状況を明らかにするため、事業に係る会計を他の経理と区分して

帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係る書類等を国の会計及び物品に関する規定に準じて整備するものとする。

- 2 前項の書類等は、委託事業が終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(調査)

第20条 委託者は、受託者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な報告を求め、又は受託者の事務所（又は事業実施場所）に立ち入り、事業の実施状況若しくは帳簿書類等その他の物件を検査し、若しくは受託者に質問することができることとする。

- 2 委託者は、受託者が再委託を行っている場合で、再委託先に対し前項と同様の措置を講ずることができることとする。

(個人情報管理)

第21条 受託者は、個人情報の保護に関する法律等の適用を受けるものであり、この契約により保有した個人情報の取扱いにあたっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理に努め、その内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(守秘義務等)

第22条 受託者は、委託事業に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者双方が協議して定めるものとする。

(様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

殿

神奈川労働局長

若年者地域連携事業委託依頼書

標記について、下記の委託事業を受託されたく御依頼申し上げます。

なお、受託について御承諾いただいた場合は、別添の若年者地域連携事業委託要綱を参照の上、受託書（様式第2号）及び実施計画書（様式第3号）を提出いただくようお願いいたします。

記

1 委託事業名

若年者地域連携事業

2 委託事業の内容

若年者地域連携事業委託要綱に基づく事業の実施

3 委託経費

金

円

4 委託期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

(様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

受 託 書

神奈川労働局長 殿
(職業安定部 経由)

受託者名 印

平成 年 月 日付け 発第 号により委託の申入れのあった若
年者地域連携事業の実施を受託します。

なお、具体的な実施については、実施計画書(様式第3号)によることと
します。

(様式第3号)

番 号
平成 年 月 日

神奈川県労働局長 殿
(職業安定部 経由)

受託者名 印

実 施 計 画 書

若年者地域連携事業については、別紙1の実施計画により実施することとし、当該実施計画に係る所要経費の内訳については別紙2のとおりです。

(様式第3号)

別紙1

実施計画

受託者名

委託事業の目的			
委託事業実施期間			
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
委託事業の概要			
内 容	対象者	目 標	効果の把握方法
【事業名】●●●(直接実施・再委託)			
【事業概要】			

※ 「事業名」には、事業名のほか、()内に当該事業が直接実施するものであるれば(直接実施)、再委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。

※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。

※ 「効果の把握方法」には目標達成のための実績の把握方法・把握時期等について記載。

※ 事業費の内訳は、別紙2「事業費積算の内訳」のとおり。

(様式第3号)

別紙2

事業費積算内訳

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
① 管理費	円	
② 事業費	円	
③ 消費税	円	
合 計	円	

(様式第4号)

委託契約書

若年者地域連携事業委託要綱（以下「委託要綱」という。）に基づく平成27年度における事業の委託について、支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長 ○○○○（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）とは次のとおり契約を締結する。

(委託事業)

第1条 甲は、乙に対し、別紙1「実施計画」に掲げる若年者地域連携事業（以下「委託事業」という。）の実施を委託する。

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、甲が定めた委託要綱及び実施計画書（様式第3号）、民間競争入札対象事業の場合は「若年者地域連携事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により委託事業を実施しなければならない。

(委託金額)

第3条 甲は、乙に対して委託事業に要する経費として、別紙2「委託費交付内訳」のとおり委託費を交付する。

(委託期間)

第4条 委託事業の委託期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(他用途使用の禁止)

第5条 乙は、委託金額をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外には使用してはならない。委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

(委託費の支払)

第6条 委託費は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。ただし、乙が概算での支払を希望する場合は、甲は、乙の資

力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めるときは、これを財務大臣に協議し、その承認があった場合において国の支払計画の額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

- 2 乙は、委託費の支払を受けようとするときは、委託者及び甲を経由して官署支出官神奈川労働局長（以下「支出官」という。）に対して、委託費（概算払）請求書（様式12号）（以下「請求書」という。）を提出するものとする。
- 3 支出官は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、乙に支払うものとする。
- 4 支出官は自己の責めに帰する事由により、前項に定める期間内に支払わない時は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（実施結果及び精算報告書の提出）

第7条 乙は、国の会計年度ごとに、委託事業が終了（中止又は廃止の承認を受けた場合及び国の会計年度が終了した場合を含む。以下同じ。）したから30日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに、委託事業実施結果・精算報告書（様式第10号）（以下「実施結果・精算報告書」という。）を甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、出入金の状況及び内容を帳簿等で突合及び確認するとともに、実施結果・精算報告書の支出額・残額とも帳簿等において確認しなければならない。

（委託費の確定等）

- 第8条 甲は、委託要綱第10条の規定に基づき、委託費の額を確定した場合には、委託費確定通知書（様式第11号）により乙に通知するものとする。
- 2 乙が委託要綱第8条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合で、かつ、委託要綱第10条第2項の規定に基づき委託金額の確定の結果、乙に交付された委託金額に残額を生じたとき又は交付した委託費により発生した収入がある場合は、甲は、乙に対して期日を定めて返還を求めるものとする。
 - 3 前項の規定に基づき、委託金額の確定の結果、乙に交付された委託金額に不足が生じたときは、乙の負担とする。

（契約の解除等）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託費の全部又は一部の交付を停止し、若しくは返還を求め、又は契約を解除若しくは変更することができる。

一 委託契約若しくは契約に参加するための資格に定めた法令等に違反した場合（違反が発覚した場合を含む）

二 第13条の結果、虚偽の報告等が発覚した場合

三 甲が委託事業の適正な実施を確保するために必要があると認める場合に行う指示に従わない場合

四 委託事業を適正に実施することが困難である場合

五 民間競争入札対象事業の場合は実施要項7(6)⑭のいずれかに該当する場合

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、委託事業の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づきこれを処理するものとする。

(契約の変更)

第10条 甲は、必要が生じたときは、委託事業の内容を変更することができる。

2 乙は、委託事業の内容を変更しようとするときは又は委託事業を中止若しくは廃止しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託事業が予定の期間内に完了しないとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託の承認等)

第11条 乙は、契約を履行する場合において、再委託を行う場合には、あらかじめ、委託要綱第17条の規定に基づき、甲の承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合にも同様とする。

なお、乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

2 乙は、前項の規定により再委託の承認を受けた場合において、再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、委託要綱第18条の規定に基づき、当該複数の段階の内容について、書面により委託者に通知しなければならない。また、報告した内容に変更が生じた場合も同様とする。

なお、乙は、委託業務の一部が再々委託など複数の段階で再委託が行われたときは、複数の段階で再委託した業務に伴う行為についても、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(関係書類の整備・保存等)

第12条 乙は、委託費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 前項の書類等は、委託事業が終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(実施に関する調査等)

第13条 委託者は、乙による事業の適正な実施を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は乙の事務所（又は事業実施場所）に立ち入り、事業の実施状況若しくは帳簿書類等その他の物件を検査し、若しくは乙に質問することができることとする。

2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で、必要と認めるときは、再委託先に対して、前項と同様の措置を講ずることができることとする。

(物品の処分等)

第14条 乙は、委託事業の実施に伴って取得した財産を処分するに当たっては、委託要綱第16条によるほか、甲の指示を受けるものとする。

2 乙は、委託期間満了も含め委託事業終了後においては、委託事業の実施に伴って取得した財産について、甲が指定したものは、委託者に返還し、それ以外を売払って収入があったときは、国に納付することとする。

(郵券等の使用禁止)

第15条 郵券等については、予め購入することは禁止する。ただし、郵送に係る必要最小限の枚数を、その都度購入することは可能とする。なお、回数券、プリペイドカード等を委託費により購入することは禁止する。

(違約金)

第 16 条 甲は、第 9 条、第 25 条、第 26 条及び第 28 条第 2 項の規定により契約を解除したときは、違約金として第 3 条の金額の 108 分の 100 に相当する金額の 10%に相当する金額を乙に請求するものとする。この場合のい
や金の請求は、次条に定める損害賠償の請求を妨げるものではない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、この契約に違反し又は乙の故意若しくは重大な過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。なお、甲から乙に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

(延滞金及び加算金)

第 18 条 乙は、第 8 条第 2 項及び前条の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じて、年 5 %の割合で計算した金額の範囲内の金額を延滞金として支払わなければならない。

2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った、若しくは証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」に行った不正行為及び重大な過失については、当該委託費の一部又は全部の返還を求め、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払の日までの日数に応じて、年 20 %の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切な金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。

3 甲は、前項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。

4 第 2 項の委託費の返還については、第 1 項の規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び第 2 項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 19 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合

合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。) に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の指示に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の108分の100に相当する金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独

占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第21条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(支払状況の確認)

第22条 乙は、賃金等の支払については、履歴書等の採用関係書類、出勤簿等の勤務状況確認書類に基づき、勤務実績に応じて適正に支給を行わなければならない。特に、乙が複数の事業を受託している場合は、それぞれの事業での個人別等の業務分担表を作成し、明確に業務分担を行うものとする。

- 2 乙は、旅費等の支払については、出勤簿、活動日誌、復命書及び帳簿等に基づき、実績に応じて適正に支給を行わなければならない。なお、旅費等の支給が概算払で行われている場合は、出張後に旅費の精算を適正に行うものとする。特に、中止された出張等について旅費の回収を適正に行うこととする。また、航空賃を支給する旅費については、領収書及び搭乗券の半券の提出により搭乗日だけでなく、パック割引、早期割引などの適用の有無についても確認し、適正な支給に努めなければならない。
- 3 乙は、物品・役務等は契約のとおり納品・履行されたことを確認して支払を行わなければならない。このとき、必要に応じ帳簿等と照らし合わせて確認するものとする。

(個人情報の取扱い)

第23条 乙は、この契約により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾

なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙がこの契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了日の日に属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適正な方法で廃棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

(委託事業に係る支出明細書)

第24条 乙が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人（以下「特例民法法人」という。）である場合は、この委託事業に係る支出明細書（様式第14号）を作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに、委託者及び整備法第95条の規定により、なお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関に報告するものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

- に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 26 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 27 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 28 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 29 条 甲は、第 25 条、第 26 条及び第 28 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 25 条、第 26 条及び第 28 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 30 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約保証金)

第 31 条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託事業の引継ぎ)

第 32 条 国の会計年度又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）し、委託者が本事業を委託する次の事業者（以下「後任者」という。）が乙でない場合には、当該事業の引継ぎについて、次の各号のとおり行うこととする。

一 乙は後任者に対し、後任者決定日から委託契約開始予定日前日までの間に引継ぎを完了しなければならない。

二 引継ぎに要する費用は後任者の負担とし、後任者に業務に必要な知識等の移転が終了するまで行うものとする。

(契約書の解釈等)

第 33 条 前各条に定めるほか、この契約に関し、条文の解釈に疑義が生じたとき、又は各条文に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲及び乙は、この契約の条項を誠意をもって履行し、委託事業の実施に努めるとともに、この契約の成立の証として、この契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲乙それぞれ 1 通を保持する。

平成27年4月1日

甲 支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 ○○ ○○

乙 受託者名
○○ ○○

(様式第4号)

別紙1

実施計画

受託者名

委託事業の目的			
委託事業実施期間			
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
委託事業の概要			
内 容	対象者	目 標	効果の把握方法
【事業名】●●● (直接実施・再委託)			
【事業概要】			

- ※ 「事業名」には、事業名のほか、()内に当該事業が直接実施するものであれば(直接実施)、再委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。
- ※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。
- ※ 「効果の把握方法」には目標達成のための実績の把握方法・把握時期等について記載。
- ※ 事業費の内訳は、別紙2「事業費積算の内訳」のとおり。

(様式第4号)

別紙2

委託費交付内訳

(平成●●年度

分)

区 分	金 額	備 考
① 人件費	円	
② 一般管理費	円	
③ 事業費		
④ 消費税	円	
合 計	円	

(様式第5号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

神奈川労働局長

委託事業変更通知書

若年者地域連携事業実施計画に、下記の変更が生じたので通知いたします。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第 6 号)

番 号
平成 年 月 日

神奈川県労働局長 殿
(支出負担行為担当官 経由)

受託者 印

委託事業実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日付けをもって提出した若年者地域連携事業に係る実施計画を下記により別紙 1 及び別紙 2 のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更理由
- 4 当初契約額
- 5 変更後契約額

(様式第6号)

別紙1

実施計画

受託者名

委託事業の目的			
委託事業実施期間			
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
委託事業の概要			
内 容	対象者	目 標	効果の把握方法
【事業名】●●● (直接実施・再委託)			
【事業概要】			

- ※ 「事業名」には、事業名のほか、()内に当該事業が直接実施するものであれば(直接実施)、再委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。
- ※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。
- ※ 「効果の把握方法」には目標達成のための実績の把握方法・把握時期等について記載。
- ※ 事業費の内訳は、別紙2「事業費積算の内訳」のとおり。

(様式第 6 号)

別紙 2

事業費積算内訳

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額 備考
① 人件費	円
② 一般管理費	
③ 事業費	円
④ 消費税	円
合 計	円

(様式第7号)

委託事業変更委託契約書

平成 年 月 日付けで支出負担行為担当官 神奈川労働局総務部長
〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇 (以下「乙」という。)との間で
締結した若年者地域連携事業に係る委託契約書について、当該契約書第10条
に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 委託契約書第1条の別紙1「実施計画」を別紙1のとおり変更する。
- 2 同第2条の実施計画書(様式第3号)を平成 年 月 日付け委託事業
実施計画変更承認申請書に変更する。
- 3 同第3条の別紙2「委託費交付内訳」を別紙2のとおり変更する。

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、
それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 印

乙 受 託 者 名 印

(様式第7号)

別紙1

実施計画

受託者名

委託事業の目的			
委託事業実施期間			
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
委託事業の概要			
内 容	対象者	目 標	効果の把握方法
【事業名】 ●●● (直接実施・再委託)			
【事業概要】			

- ※ 「事業名」には、事業名のほか、()内に当該事業が直接実施するものであれば(直接実施)、再委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。
- ※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。
- ※ 「効果の把握方法」には目標達成のための実績の把握方法・把握時期等について記載。
- ※ 事業費の内訳は、別紙2「事業費積算の内訳」のとおり。

(様式第7号)

別紙2

委託費交付内訳

委託事業対象経費		委託費の額	備考
当初額	①人件費	円	
	②一般管理費	円	
	③事業費	円	
	④消費税		
	合計	円	
変更付額	①人件費	円	
	②一般管理費	円	
	③事業費	円	
	④消費税		
	合計	円	
①人件費		円	
②一般管理費		円	
③事業費		円	
④消費税			
合計		円	

(様式第8号)

番 号
平成 年 月 日

神奈川県労働局長 殿
(支出負担行為担当官 経由)

受託者 印

委託事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した若年者地域連携事業の一部（全部）を下記により中止（廃止）したいので、申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）する理由

3 中止期間（廃止年月日）

中止期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
(廃止年月日 平成 年 月 日)

(様式第9号)

番 号
平成 年 月 日

神奈川県労働局労働局長 殿
(職業安定部 経由)

受託者 印

委託事業実施状況報告書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した若年者地域連携事業の
実施状況を別紙により報告いたします。

(様式第9号)

別紙

委託事業実施状況報告書

受託者名

委託事業 の内容	計 画		実施状況 及び目標達成率
	対象者	目 標	
【事業名】●●● (直接実施・再委託)			
【事業概要】			

※ 「事業名」には、事業名のほか、() 内に当該事業が直接実施するものであれば(直接実施)、再委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。

※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時等について記載。

(様式第 10 号)

番 号
平成 年 月 日

神奈川労働局長 殿
(支出負担行為担当官 経由)

受託者 印

委託事業実施結果・精算報告書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した若年者地域連携事業の
実施結果・精算について下記のとおり報告します。

記

- 1 実施結果報告 (別紙 1 のとおり)

- 2 精算報告 (別紙 2 のとおり)
 - (1) 収入額 (委託契約額) 円
 - (2) 支出額 円
 - (3) 差引額 ((1) - (2)) 円
 - (4) 雑収入 (預金利息等) 円
 - (5) 返還額 ((3) + (4)) 円

注: 精算払いの場合、「(1)収入額」欄は、(変更後)委託契約額とし、「(3)
差引 額」及び「(5)返還額」の事項は省略して差し支えない。

- 3 委託費支出内訳明細 (別紙 3 のとおり)

(様式第 10 号)

別紙 1

事業実施結果報告書

受託者名

委託事業 の内容	計 画		実施状況 及び目標達成率
	対象者	目 標	
【事業名】 ●●● (直接実施・再委託)			
【事業概要】			

※ 「事業名」には、事業名のほか、() 内に当該事業が直接実施するものであれば(直接実施)、再委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。

※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。

(様式第 10 号)

別紙 2

委託費支出等実績

受託者名

(単位：円)

区 分	収 入 額			②支出額	返 還 額		
	国 (交付額)	流用増減額	①流用後の額		(①-②)	利息等収入	合 計
① 人件費							
② 一般管理費							
③ 事業費							
④ 消費税							
合 計							

(様式第 10 号)

別紙 3

委託費支出内訳明細

受託者名

委託事業対象経費	支出額	備 考
① 人件費	円	
② 一般管理費	円	
③ 事業費		
④ 消費税	円	
合 計	円	

※再委託を行った場合は、再委託に係る経費の明細について添付すること。

(様式第 11 号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長

委託費確定通知書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した若年者地域連携事業の実施に係る委託費の額については、平成 年 月 日付け委託事業実施結果・精算報告書に基づき、若年者地域連携事業委託要綱第 10 条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 委託契約額 | 円 |
| 2 確定額 | 円 |

(様式第 12 号)

番 号
平成 年 月 日

支出官

神奈川労働局長 殿
(職業安定部 経由)

受託者 印

委 託 費 (概 算 払) 請 求 書

平成 年 月 日付け契約を締結した若年者地域連携事業の実施に係る経費について別紙のとおりであるので、下記金額を交付されたく請求します。

記

1	請求金額	金	円也
		(第	・四半期)
	(内訳)	① 人件費	円
		② 一般管理費	円
		③ 事業費	円
		④ 消費税	円

2 振込先

振込先金融機関・店舗名
預金種別
口座番号
(フ リ ガ ナ)
口座名義
名義人住所

(様式第 12 号)

別紙

委託事業経費状況

受託者名
(単位：千円)

区 分	委託契約額	受入済額 (A)	支出済額 (B)	第 ・ 四半期 支出予定額 (C)	合 計 D (B + C)	第 ・ 四半期 請求額 (D - A)
① 人件費						
② 一般管理費						
③ 事業費						
④ 消費税						
合 計						

(様式第 13 号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長

委託費確定通知及び返還命令書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した若年者地域連携事業の実施に係る委託費の額については、平成 年 月 日付け委託事業実施結果・精算報告書に基づき、若年者地域連携事業委託要綱第 10 条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて既に交付されている委託費及び交付した委託費により発生した収入については、若年者地域連携事業実施要綱第 12 条及び委託契約書第 8 条の規定により、平成 年 月 日までに下記金額の返還を命じます。

記

1 委託契約額	円
2 確定額	円
3 返還額	円
(1) 委託費の残額	円
(2) 預金利息	円

(様式第14号)			
平成〇〇年度補助金等支出明細書			
			公益法人名 _____
1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付実績額			千円 (A)
4. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			
(2) 一般管理費			
(3) その他の管理費			
内容			金額
			千円
			千円
合計			千円
合計			千円
5. 外部への支出			
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出			
支出内容		支出先	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
合計			千円 (B)
(2) (1)以外の支出			
支出内容		支出先	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
合計			千円
6. その他			
内容			金額
			千円
			千円
合計			千円
7. 再補助・再委託の割合			% (B/A)
(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。			

(様式第 15 号)

平成 年 月 日
番 号

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 殿

受託者 印

財産処分承認申請書

今般、平成 年度若年者地域連携事業により取得した財産について、下記のとおり処分を認められたいので、委託要綱第 16 条の規定により承認申請いたします。

記

1. 財産の品目
2. 数量
3. 取得年月日
4. 耐用年数
5. 取得価格
6. 取得後の使用状況
7. 処分事由及び方法

※ 譲渡を希望する場合は、相手名、譲渡理由、譲渡希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 16 号)

年 月 日

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 殿

住所
受託者名 印

若年者地域連携事業再委託承認申請書

平成 27 年度若年者地域連携事業の実施に当たり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方
住 所
氏 名
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託を行う金額

(注 1) 再委託先が複数の場合は、再委託先ごとの内容がわかるよう記載すること。

(注 2) 委託費の金額に対する再委託を行う金額の割合が原則として 50%を超えないこと。

(注 3) 再委託に係る事業内容及び要する経費の明細について、添付すること。

(様式第 17 号)

年 月 日

支出負担行為担当官

神奈川県労働局総務部長 殿

住所

受託者名 印

若年者地域連携事業再委託内容変更承認申請書

平成 27 年度若年者地域連携事業の実施に当たり、その一部を下記により再委託することとし、平成 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 再委託を行う金額		

(注 1) 再委託先が複数の場合は、再委託先ごとの内容がわかるよう記載すること。

(注 2) 委託費の金額に対する再委託を行う金額の割合が原則として 50%を超えないこと。

(注 3) 再委託に係る事業内容及び経費の明細について、添付すること。